

第2章 計画の基本理念

平成17年度厚生労働白書によると、平成16年の我が国の高齢化率は19.5%に達しており、今後、団塊の世代が65歳以上となり高齢化が急速に進行することが予測されており、人口構造の変化に対応した社会システムの再構築が求められています。

本市の高齢化率は19.1%（平成17年10月1日現在）となっており、全国水準よりはやや遅いものの、全国同様、高齢化が急速に進行することが予測されます。

このようななかで、本市では、「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言にうたわれた、「若いも若きも幼きも、ともに手をとるあうまち」の実現に向けて、以下の点を基本理念とします。

1. 健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきした生活を送ることができるように、早期からの「生活習慣病予防」や「中高年の予防医療」を実施することが重要です。そのため、本市では生活習慣の改善に重点を置き、日常から健康に関する注意喚起を行う等の施策を行ってきました。引き続き、市民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立により健康寿命の延伸を図るとともに、一層の保健サービスの充実により疾病の早期発見、早期治療に取り組めます。

また、「介護予防」を推進し、自立した生活を支援しながら、高齢者の生活機能の維持・向上が図られるように努めます。

特に、軽度の方へのサービスを効果的に提供するための新予防給付、要支援・要介護になる前段階の方を対象として実施する地域支援事業を創設し、継続的な介護予防システムを確立し、全市的に「介護予防」に取り組めます。

2. 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の対策が今後の高齢者福祉における大きな課題となっています。医療・保健・福祉・心理・法律などの関連分野における専門的視点から適切な評価（アセスメント）を行い、認知症高齢者及びその家族に対して必要なサービスを継続的に提供し、認知症高齢者の生活環境を維持していくことが必要です。

行政・医療・福祉分野などの関係機関が連携し、認知症予防、認知症の

早期発見・早期対応、家族会や認知症相談活動支援、さらには認知症についての正しい知識の普及を市民全体に図り、地域全体で認知症高齢者の生活を支える環境づくりを促進します。

また、認知症高齢者の権利擁護のため、★成年後見制度や★地域福祉権利擁護事業の普及啓発と利用促進を図ります。

3. 介護サービスの充実と質の向上

介護保険制度の施行から5年が経過し、要介護認定者数が着実に増加するなど介護サービスの利用が広がっています。

現在、本市全体では社会福祉法人以外に★NPO（非営利組織）法人や民間事業者など活発な事業参入が見られ、深刻な供給不足に陥っている介護サービスはありません。しかし、サービス供給量に地域格差があり、平成17年4月に旧2村との合併後、その傾向はさらに顕著なものとなっています。そこで、住み慣れた地域で継続したサービスが受けられるよう、地域に根差したサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」、「夜間対応型訪問介護」などの地域密着型サービスを含む多様なサービスの導入を推進します。

施設サービスについては、大半の施設が満床状態にあり、希望してもすぐに入所できない状態が続いており、本市のみならず全国的な傾向となっています。養護老人ホーム、ケアハウスについて入所者の介護ニーズに対し介護保険で対応するなど、従来の施設・居住系サービスの体系を見直し、慢性的な施設待機者の解消に努めます。また、入所者の意思及び人格を尊重し、その自立を支援するとともに、今後も引き続き身体拘束の廃止に向けた取組みの徹底を促進します。

現在、多種多様な事業主体が参入している状況下で、介護サービスの質の確保が非常に重要な課題となっています。介護保険制度の施行後、利用者の選択に基づきサービスが選ばれる仕組みになり、サービスの質に着目した選択意識が芽生えてきましたが、利用者の大半は情報等が届きにくい高齢者であることなどから、介護サービスを適切に選択できるような情報の提供や質の評価などサービス利用環境を整備することが重要です。

今後、サービスの質の向上を図ることはもちろんのこと、★「第三者評

★成年後見制度：意思能力、判断能力の低下した認知症高齢者等の財産の保全や管理を支援する制度

★地域福祉権利擁護事業：判断能力の低下した高齢者のために、介護サービスの利用やそれに付随した日常的な金銭管理などを支援する制度

★NPO：ノン・プロフィット・オーガニゼーション（Non Profit Organization）、民間非営利団体・民間公益組織などとも訳されており、利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織・団体の総称

★第三者評価制度：サービス利用者がサービス選択時に基準となる評価を、第三者機関が共通の基準

価制度」の活用を促進し、質の高い介護サービスが容易に選択できるような体制づくりに取り組んでいきます。

4. 地域福祉の推進

高齢者の多くが、生まれ、育ち、生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるためには、介護保険サービス等の供給基盤の整備だけでなく、地域活動に対する様々な支援や、住民参加を促進し地域全体における福祉意識を向上させるなど地域全体で支える体制を充実していく必要があります。

また、高齢者自身が地域社会の一員として、福祉分野をはじめとする地域活動に積極的に参画し、地域社会を支える役割を担うことが期待されており、「高齢者が持つ活力と経験を生かし、社会に積極的に貢献する高齢者」を本市における高齢者のめざすべき姿とします。

地域ケア体制については、新たに創設される「地域包括支援センター」を中心に、専門職による他職種間連携の強化と、地域住民を主体とした自主的な取り組みやボランティア活動と連携した総合的、継続的な体制の充実を図ります。

また、地域ケア体制をより一層推進していくため、本市では「奈良市地域福祉計画」を策定し、「地域として対応する★インフォーマルサービス」と「行政が制度として対応する★フォーマルサービス」の公民の役割分担を明確にするとともに、公民協働により地域福祉の推進をめざします。

5. 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

加齢により様々な障がいが見られるようになった高齢者の社会参加を促進するうえでは、制約となるような物理的・心理的な障壁を除去することが必要です。高齢者が外出しやすいように、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等のバリアフリー化を一層促進していくとともに、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず誰もが利用できる★ユニバーサルデザイン

で客観的に行うもの。事業者にとって、第三者の視点からの改善点にもとづく質の向上に向けた取組につながり、事業者・利用者の双方にとってプラスに作用するものとして期待される。

★インフォーマルサービス：ボランティアや家族親戚、近所の人など地域社会等がおこなう非公式な援助のこと。

★フォーマルサービス：主に行政施策等を中心とした制度化された福祉サービスのこと。

★ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者などハンディキャップがある人のためだけに使いやすい環境を整備するのではなく、だれにでも使いやすい環境を整備すべきであるという考え方で、主にハード面の社会的環境の整備を意味する。

の考え方を社会に定着させていくことが重要です。

今後、高齢者をはじめとしてすべての市民が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、街中までハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、安全にかつ安心して生活できる環境の形成を図ります。

さらに、高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅や高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、福祉施策との連携により生活支援機能を備えた住宅の供給を促進していきます。

6. 中核市の特性を活かした高齢者対策の推進

本市では、平成14年4月に★中核市へと移行したことにより、行政サービスの効率化ができ、独自のまちづくりを展開しやすくなりました。

特に民生・保健衛生分野の委譲事務が多く、全体で2,300件以上の委譲事務のうち約1,400件ほどが保健福祉分野の事務となっています。

委譲事務が多いということは、それだけ権限が付与されたことになり、この権限を十分活用し、より个性的で活力ある地域社会の実現をめざして、一層の住民福祉の向上に努めます。

委譲事務のなかには、社会福祉法人の認可や、特別養護老人ホームの設立許可、施設整備補助金の交付、指導監査、介護老人保健施設の指導監査等が含まれており、市民のニーズを把握しながら、より迅速で、適切な事務執行を通じて、高齢者施策の推進に努めます。

7. 新しい高齢者像の確立

「高齢者の世紀」である21世紀を、明るく活力に満ちたものとするためには、これまでの健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、大きな割合を占める高齢者の積極的な社会参加がなくてはなりません。

本市では、年老いても常に情熱を持ち続けている高齢者を「万年青年」と呼んできました。21世紀には、このように若々しく元気な高齢者（万年

★中核市：人口30万人以上または人口50万人未満で面積が100k㎡以上の要件を満たす政令指定都市以外の市で、規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度です。平成17年10月時点の中核市は全国に37市。

第2章 計画の基本理念

青年)が地域社会の一員として、介護分野をはじめ地域活動に積極的に参画し、地域社会を支える役割を担うことが期待されています。

このことから、「高齢者が持つ活力と経験を生かし、社会に積極的に貢献する高齢者」を本市における高齢者のめざすべき姿とします。

また、高齢者のライフスタイルの多様化により、「生きがい」や「心の豊かさ」を求める高齢者が増えており、ボランティア活動や学習活動など社会参加への意欲や関心が高まっています。

高齢者の社会参加を通じて、精神的・社会的に孤立することを防ぎ、かつ長く生活の質を維持、向上することによって満足感の得られる心豊かな高齢期を過ごすことが可能となり、介護予防にもつながることになります。

そのため、ボランティア活動をはじめとする社会参加や、これまでの知識や技術等を活かした就労、また、豊富な経験を活かした生涯学習などの活動を積極的に支援することにより地域全体の活性化を図ります。

一方、行政は高齢社会の活力維持に努めるのはもちろんのこと、健康を自己の責任において管理し、結果として支援が必要となった人に対しては必要なサービスを提供できる体制を築いておくことが行政の役割であると認識し、これからは市民主体の福祉社会を具体化するために、NPO法人や市民団体などの活動を支援することが時代の要請であると考えます。